広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年四月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

指定施設		変更事項	変更後
名称	所在地		
豊栄特用林産物体験実習交流園	東広島市豊栄町能良一三二四番地	名称	東広島市能良地域センター
楢原中央団地会館	東広島市黒瀬町楢原二三三番地一〇四	所在地	東広島市黒瀬楢原東二丁目一〇番一三号
楢原第一鷹原会館	東広島市黒瀬町楢原五三二番地二八	所在地	東広島市黒瀬楢原北二丁目五番八号
楢原ハイライフ会館	東広島市黒瀬町楢原七八四番地四	所在地	東広島市黒瀬楢原西一丁目二番五号
楢原レークランド会館	東広島市黒瀬町楢原一九四番地二四九	所在地	東広島市黒瀬楢原東三丁目三九番一四号
楢原緑ヶ丘会館	東広島市黒瀬町楢原六〇番地一〇三	所在地	東広島市黒瀬楢原東三丁目九番二四号
楢原雉ヶ庭会館	東広島市黒瀬町楢原四一三番地一一	所在地	東広島市黒瀬楢原北一丁目八番七号
楢原高屋池会館	東広島市黒瀬町楢原二六〇番地六	所在地	東広島市黒瀬楢原東一丁目一一番一〇号
松ヶ丘会館	東広島市黒瀬松ヶ丘六一七番地三六二	所在地	東広島市黒瀬松ヶ丘二八番八号